

フロン対策検討会設置要綱

6 環改保第 324 号

令和 6 年 6 月 3 日

(設置の目的)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、2030 年度までに代替フロン排出量を 2014 年度比 65%削減するという目標の実現に向け、フロンのライフサイクルに係る課題を把握し、使用時・廃棄時を中心とした対策を加速することを求められている。これを踏まえ、今後、都が推進する効果的かつ戦略的取組の検討に当たり、専門的な見地から意見を聴くことを目的として、フロン対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会では、次の事項について有識者から各意見を聴取する。

- (1) 都内における代替フロンの削減に関すること。
- (2) 都内温室効果ガス排出量に占める代替フロンの割合に関すること。
- (3) その他フロン対策の加速に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会は、7 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、フロン対策及び気候変動対策に関する学識経験者並びに実務経験者の中から環境局長（以下「局長」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱を受けた日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長等)

第 5 条 検討会には座長及び副座長を置き、局長が委員の中からこれを指名す

る。

2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(招集等)

第6条 検討会は、局長が招集する。

2 局長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討会の公開)

第7条 検討会は公開で行う。ただし、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止に該当する場合、非公開とすることができる。

2 検討会の資料及び議事録については、原則として公開する。ただし、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止に該当する場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 検討会運営の事務局は、環境局環境改善部環境保安課とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年6月3日付6環改保第324号)

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。